

大磯町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大磯町職員の給与に関する条例（昭和30年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則（平成17年12月1日条例第12号）（以下「附則」という。）第10項第1号中「相当する額」の次に「からその半額（その額が1万円を超える場合にあっては1万円）を減じた額」を加え、附則第12項を削り、附則第13項を附則第12項とする。

第2条 大磯町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第10項を削り、附則第11項を附則第10項とし、附則第12項を附則第11項とする。

附 則

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。

平成24年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄